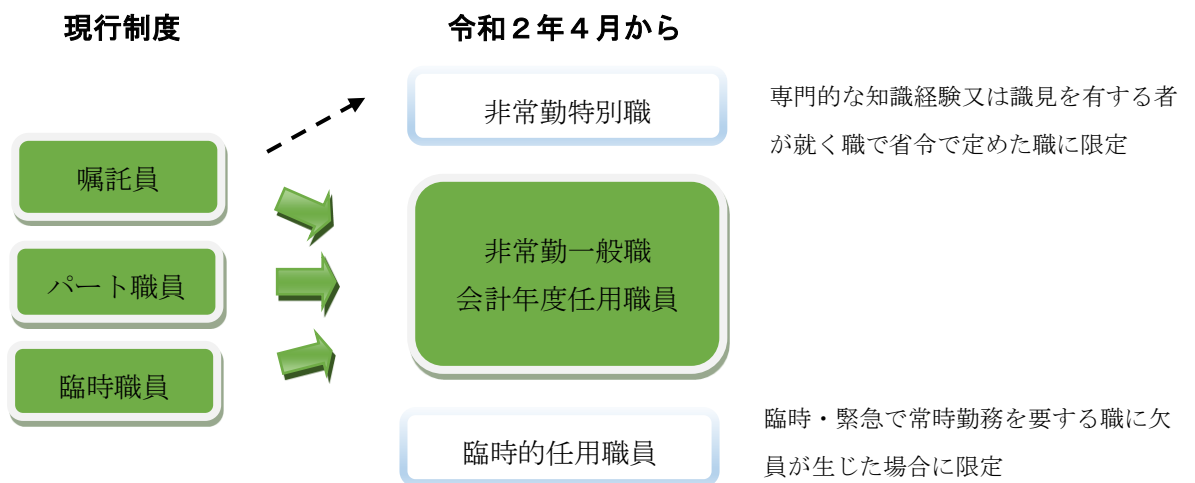


## 三田市会計年度任用職員制度について

### 【概要】

法律の改正により、令和元年度までの嘱託員・パート職員などの任用制度が大きく変わり、令和2年4月から新たに「会計年度任用職員制度」が始まります。

これにより、三田市で働く嘱託員やパート職員のほとんどの業務が会計年度任用職員の業務となります。



会計年度任用職員制度とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員です。

- ① 1回の任用期間が会計年度内(4月1日から翌年3月31日)
- ② 競争試験又は選考により採用される。
- ③ 地方公務員法の服務に関する規定(職務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用される。
- ④ 常勤職員と同様に、免職や休職などの分限処分の対象となる。
- ⑤ 再度の任用が可能。採用後1月間は条件付採用(毎年)

また、三田市の会計年度任用制度の特徴は次のとおりです。

- ① 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定めるパートタイムの会計年度任用職員
- ② 営利企業への従事等は届出により兼業が可能となる場合がある。
- ③ 一般事務は2回(最長3年)まで、その他の職は4回(最長5年)まで評価により選考  
その後も公募へ再応募することで選考を受けることができる。  
65歳を超えての再任はしない。(現パート職員は令和2年度に限り経過措置あり)
- ④ 正規職員の行政職1級と医療職2級の給料表を基に、週29時間勤務に換算し、地域手当相当の10%を加算
- ⑤ 職務の内容、責任、知識、技術、三田市における職務経験により号給を決定する。

なお、次の各項目（地方公務員法第16条（欠格条項））のいずれかに該当する人は応募できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②三田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者